

第 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件
執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表第 1 及び別表第 2 に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、臨時的な行政課題について調査審議する審議会その他の一時的又は臨時的な附</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 法律又は条例に別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>契約の相手方の選定に係る審査会</u>、臨時的な行政課題について調査審議する審</p>

属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

議会その他の一時的又は臨時的な附属機関（設置期間が2年以内のものに限る。）については、執行機関の規則その他の規程（地方公営企業の管理者の担任する事務に係る附属機関にあつては、企業管理規程。次条において同じ。）により、これを設置することができる。

別表第1（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

別表（第1条関係）

- (1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市屋外広告物審議会	[略]
神戸市宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）による宅地造成工事規制区域の指定その他重要事項についての調査審議に関する事務	
[略]	[略]
[略]	[略]
神戸市東灘区指定管理者選	

定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

定評価委員会	
神戸市消防局指定管理者選定評価委員会	
[略]	[略]
神戸市文化賞等選考委員会	[略]
神戸市技能奨励賞選考委員会	神戸市技能奨励賞（優れた技能を有し、伝統的技能の継承や従来の技能の改善及び改良に取り組むとともに、技能の研鑽 ^{さん} 及び向上のための計画を有している本市に在住し、かつ、在勤する若い技能者に贈呈する賞をいう。）の受賞者の選考に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定によ

	る審査に関する事務
神戸市政調査会	本市の政策形成に関する重要事項についての調査研究及び審議に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理運営に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理運営に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市校区調整審議会	神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

	る審査に関する事務

(2) [略]

(3) 交通事業管理者の担任する事務に係る附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市交通局市バス営業所の管理の委託に関する評価委員会	自動車運送事業についての交通局営業所の管理の委託に係る評価に関する事務
[略]	[略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
神戸市教育振興基本計画点検・評価委員会	教育振興基本計画（教育振興基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。）の進捗状況に係る点検

[略]	[略]

	及び評価に関する事務
神戸市校 区調整審 議会	神戸市立学校設置条例 (昭和39年3月条例第 87号)に基づき設置さ れた小学校、中学校及 び義務教育学校の校区 についての調査審議に 関する事務
[略]	[略]

別表第2 (第1条関係)

附属機関	担任する事務
神戸市事 業者選定 委員会	契約の相手方の選定に関 する事務

備考 この表に掲げる附属機関は、担
任する事務の欄に規定する事務の必
要性に応じて執行機関が設置する。

(博物館条例の一部改正)

第2条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館・美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(博物館協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u>の規定に基づき、博物館に<u>神戸市立博物館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 [略]</p>

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会</u>については、<u>神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p>

よる。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部改正)

第4条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第15条 [略]	(公表) 第15条 [略]

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かなければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該建築主又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行い、かつ、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会の意見を聴かなければならない。

3～5 [略]

（建築物の用途の制限）

第22条 [略]

2 第15条第2項から第5項までの規定は、前項ただし書の規定による許可について準用する。この場合において、同条第2項中「当該建築主」とあるのは「その許可に利害関係を有する者」と、「意見の聴取」とあるのは「公開による意見の聴取」と、「執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市すまい審議会」とあるのは「審査会」と、同条第3項中「公表をしようとする理由、公表の内容」とあるのは「当該許可をしようとする建築物の建築計画の内容」と、「当該建築主又はその代理人に通知しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、同条第4項中「当

<p>項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表第1第1号に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出する」とあるのは「述べる」と、同条第5項中「当該建築主」とあるのは「当該許可に利害関係を有する者」と、「第1項の公表」とあるのは「第1項ただし書の規定による許可」と読み替えるものとする。</p> <p>第35条の5 市長は、近隣住環境計画を定めるに当たっては、住民等の意見を反映させるように努めるとともに、執行機関の附属機関に関する条例別表に定める神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～5 [略]</p>
--	--

（市民の安全の推進に関する条例の一部改正）

第5条 神戸市民の安全の推進に関する条例（平成10年1月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 [略]

附則

第 8 章 [略]

第 26 条、第 27 条 [略]

目次

前文

第 1 章～第 7 章 [略]

第 8 章 神戸市安全なまちづくりに
関する懇話会（第 26 条）

第 9 章 [略]

附則

第 8 章 神戸市安全なまちづく
りに関する懇話会
（懇話会の設置）

第 26 条 市長の附属機関として、神戸
市安全なまちづくりに関する懇話会
（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、市長の諮問に応じ、安全
に関する基本的施策及び市域におけ
る安全なまちづくりに関する基本的
事項を調査審議するものとする。

3 懇話会は、安全に関する施策及び
市域における安全なまちづくりに関
する事項に関し、市長に意見を述べ
ることができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、懇話
会の組織及び運営に関し必要な事項
は、規則で定める。

第 9 章 [略]

第 27 条、第 28 条 [略]

（屋外広告物条例の一部改正）

第 6 条 神戸市屋外広告物条例（平成 12 年 1 月条例第 50 号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表第1第1号に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>	<p>(規格及び許可の基準)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の広告物等の規格又は許可の基準に適合しない場合であっても、許可の申請に係る広告物等が次に掲げる場合に該当するときは、必要に応じて、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）別表に定める神戸市屋外広告物審議会の議を経て、第5条第1項、第3項又は第5項の許可を与えることができる。ただし、当該許可の申請に係る広告物等が第4条各号に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(1)、(2) [略]</p>

(男女共同参画の推進に関する条例の一部改正)

第7条 神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p>	<p>（雇用等の分野における男女共同参画の推進）</p> <p>第16条　〔略〕</p> <p>2、3　〔略〕</p> <p><u>4　市は、男女共同参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者の表彰を行い、当該取組を公表するものとする。</u></p> <p><u>第16条の2　市長の附属機関として、神戸市男女いきいき事業所表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2　選考委員会は、前条第4項に規定する事業者の表彰に係る受賞者の選考に関する事務を行う。</u></p> <p><u>3　前項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

(市民等からの申出の処理)

第20条

市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合で、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴いた上で、適切な措置を講じるものとする。

(市民等からの申出の処理)

第20条 市長の附属機関として、男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は提案（以下「苦情等」という。）並びに男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談について、市長に申し出ることができる。

3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。

4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。

5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。

<p><u>3</u> 市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>主管局長</u>が定める。</p>	<p><u>6</u> 市長は、<u>前項の措置を行うに当たって、必要があると認めるときは、第22条第1項に規定する神戸市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>7</u> <u>前各項に定めるもののほか、</u>市民等からの申出の処理に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

(交通安全対策会議条例の廃止)

第8条 神戸市交通安全対策会議条例(昭和46年3月条例第59号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。